

質問 1

公募要領にある『※ 一般向け研修の開催市町は、県指定の市町とする。各市町の開催会場については、神戸市を除き各自治体と調整済みであるが…』の箇所に関する質問です。

上記内容からすると、神戸市の開催会場は、こちらで予約できた状態での申し込みになりますか。

また、その神戸市の予約会場の使用料を申請様式「収支計画書」（様式第3号）の支出部「使用料」に明記するのでしょうか。

回答 1

神戸市の開催会場につきましては、事業者決定後、ご予約いただくこととなります。申込時点では開催予定の会場について記載いただくこととなります。

使用料につきましては、神戸市の使用予定会場について申請様式「収支計画書」（様式第3号）の支出部「使用料」欄にご記載ください。

質問 2

神戸市外の開催会場については、申請様式「収支計画書」（様式第3号）の支出部「使用料」の明記なしで良いのでしょうか。

回答 2

神戸市以外の開催会場につきましては、県指定での会場で開催される場合は申請様式「収支計画書」（様式第3号）の支出部「使用料」の記載は必要ありません。

交通の便や会場の大きさ等を勘察し、より多くの参加者が見込めるものを提案する場合は、開催予定の会場の使用料に合わせて、ご記載ください。

質問 3

また、県指定の開催会場について、詳しく教えてください。

回答 3

県指定の会場につきましては、以下を予定しております。

旅費交通費等 計上の際に参考とされてください。

阪神南：芦屋市役所

阪神北：宝塚市役所

東播磨：加古川市役所

中播磨：姫路市総合福祉会館

北播磨：西脇市市民交流施設

西播磨：たつの市役所

但馬：豊岡稽古堂

丹波：丹波篠山市民センター

洲本：洲本市総合福祉会館

質問 4

応募の際の公募要領 8 提出書類の(4) その他提案の補足資料等に関しての内容がどこまでの内容かおよその概要を教えてください。

回答 4

研修内で使用する予定のテキスト・パワーポイントの資料等、申込内容に補足して説明されたい項目について資料をご提出ください。

質問 5

(6)の定款は法務局から取り寄せの正本か、社内で保管している複製でよいのか。

回答 5

複製でも構いません。